

秦野市塵芥収集車両広告掲載について

次のとおり、公用車（ごみ収集車）に広告を掲載していただける事業者等を募集いたします。

広告掲載の申込みを御検討いただける場合は、必ず、「秦野市広告掲載の募集及び広告媒体の受入れに関する要綱（以下「要綱」という。）」及び「秦野市広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）」、秦野市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を御確認ください。

1 広告媒体及び掲載広告について

(1) 車両広告の規格、掲載位置、掲載台数及び掲載料金

掲載車両	掲載位置	規格 (縦×横 cm)	掲載 台数	広告掲載料（月額） 1台あたり	年間平均 走行距離
日野 デュトロ	両側面	60×120 以内	5台	5,000 円	約 10,000km

※募集が多数の場合は抽選とします

※車両広告の製作、掲載、撤去等は、広告主が自己の負担により行うものとします。

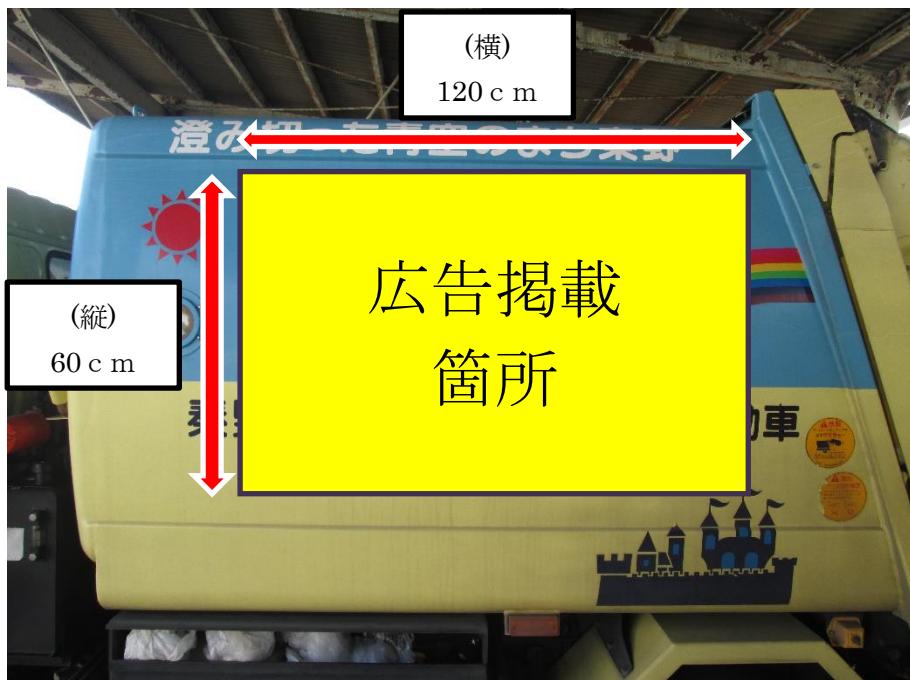
(2) 印刷色 モノクロ又はカラー

(3) 広告掲載の基準

要綱第3条及び基準、条例をご確認ください。

※掲載する広告は「屋外広告物」に該当しますので、条例による許可申請が必要となります。（手数料が必要です。）

(4) 車両広告掲載イメージ



●縦60cm×横120cm以内（広告の規格）

ごみ収集車架装部側面に配置

(5) 入稿形態

広告媒体は、マグネットシート等を掲載位置に貼付する方法とします。貼付は、車両の運行に支障がないよう行ってください。また、広告媒体を撤去したときに車体の塗装等に剥離を生じさせないようにしてください。

(6) 備考

車両広告の掲載内容及び管理に関する責任は、広告主が負うものとします。

2 申込方法及び決定方法について

(1) 申込書類

広告掲載申込書、広告の図案

(2) 申込期限等

令和4年8月31日（水）

※下記の申込先へ郵送又は持参してください。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までにお願いします。

(3) 決定方法

要綱第6条及び第7条を御確認ください。

(4) 申込先・問い合わせ先

環境産業部環境資源対策課業務管理担当

〒257-0024 神奈川県秦野市名古木409番地

電 話：0463-82-4401

F A X：0463-84-6744

E メール：k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp